

新たな地域コミュニティ支援事業概要（中間支援組織の活用）

◆事業目的

新たな地域コミュニティ支援事業は、中間支援組織を活用し、地域の自律運営にかかる積極的支援等を行うことにより、新たな市政改革プランにおける大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを実現することを本業務委託の目的とする。

◆実施体制

「大正区まちづくりセンター」を設置し、業務責任者（アドバイザーの兼務可）及び地域まちづくり支援員を配置し、常に地域団体等と連携連絡を行えるよう配慮し地域団体等からの相談等に応じることのできる体制を構築し業務を実施する。

- ・業務責任者：開庁日の午前9時から午後5時30分までの間は常に連絡がとれ、かつ、区役所からの業務上の依頼に対して即応がとれる体制にあり、「大正区まちづくりセンター」業務を総合的に把握し、調整を行い、地域まちづくり支援員を指揮監督する。
- ・地域まちづくり支援員：業務責任者の指揮監督のもと、ファシリテート及びコーディネートの手法や会議等運営の知識やノウハウを有する者、または、地域活動の実績を有し地域事情に精通した者等を維持させ、地域が円滑に自律運営を行えるよう支援する。

◆具体的な業務内容

- (1) 地域活動協議会の自律運営にかかる支援
 - ア 若い世代など幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導
 - イ 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援
 - ウ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
 - エ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
 - オ 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導
 - カ 地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導
 - キ NPO等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導
 - ク 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進

◆委託期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

中間支援組織イメージ図

